

## 東総地区クリーンセンター放流水水質測定業務 仕様書

### 第1編 共通仕様書

#### 第1節 総 則

##### 1. 業務の目的

本業務は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が設置管理する東総地区クリーンセンターの供用にあたり、雨水調整池からの放流水に伴う下流域への影響を把握するため、必要な水質測定を行うことを目的とする。

##### 2. 委託業務の名称

東総地区クリーンセンター放流水水質測定業務

##### 3. 委託業務の箇所

銚子市野尻町地先

##### 4. 委託業務の期間

契約締結日の翌日から令和6年3月26日までとする。

## 第2節 一般事項

### 1. 適用範囲

本仕様書は、「東総地区クリーンセンター放流水水質測定業務」の実施に関し、基本的内容について定めるものである。本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務履行のため必要な資料及び書類又は業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受注者の責任において、すべて完備しなければならない。

### 2. 業務の管理

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、組合と綿密な連絡を取り、協議、打合せを行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、組合から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (3) 受注者は、組合が関係する行政機関との協議が必要なとき又は協議を求められた時は、誠意をもってこれに協力するものとする。
- (4) 受注者は、協議、打合せに際し、原則、要約議事録を作成し組合に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務の引渡しを終了した場合であっても、組合から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

### 3. 業務管理体制

受注者は、業務の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する担当技術者を配置するものとする。

### 4. 資料の貸与等

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受注者が行うものであるが、現在、組合が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、組合に提出し、業務完了と共にすべて返却するものとする。

### 5. 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

### 6. 秘密の保持と中立性の義務

受注者は、本業務の遂行によって知り得た事項を組合の許可なしに第三者に漏らしてはならない。

## 7. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、受注者は組合と十分な打合せ又は協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

## 8. 業務の変更及び停止

組合が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、協議の上、契約金額を増減する。

## 9. 手続書類の提出

受注者は業務の着手及び完了にあたって、組合の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出し組合の承諾を得なければならない。

### (1) 業務の着手

- ① 業務着手届
- ② 業務工程表
- ③ 担当技術者届（経歴書・資格証の写しを添付）
- ④ 業務計画書（業務内容、実施体制図、業務実施担当者一覧等を記載）
- ⑤ その他必要な書類

### (2) 完了時

- ① 業務完了届
- ② 業務範囲に記した書類、資料の完成品
- ③ その他必要な書類

## 10. 検査

本業務は、組合の検査合格を持って完了とする。

なお、納品後に成果品に記入もれ、不備又は誤りが発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

### 11. 成果品

本業務の成果品は次の通りとする。

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 業務報告書            | 1式 |
| (2) 打合せ記録簿（要約議事録）    | 1式 |
| (3) その他必要な書類（計量証明書等） | 1式 |
| (4) 上記に関する電子データ      | 1式 |

### 12. その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、必要に応じて関係機関と十分協議の上で進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、組合に無償で譲渡すること。
- (3) 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合には、組合に承諾を得たうえで迅速に対応すること。また、必要に応じて出席及び必要な資料

の作成を行うこと。

- (4) 受注者が関係する官公庁等から交渉を受けた時には、遅滞なくその旨を組合に申し出て協議すること。
- (5) 受注者は、調査に際して現場や他人の所有する土地に立ち入る場合、組合の許可を得なければならない。
- (6) 委託業務遂行に際し、資料の取得や土地借上げ料等の費用が発生する場合、その費用は受注者が負うものとする。
- (7) 業務の遂行にあたり、法的業務の支援には、必要に応じて弁護士による対応を行うこと。なお、その費用は受注者が負うものとする。

## 第2編 特記業務

### 1. 業務の内容

#### (1) 測定準備

現地調査の実施にあたって、調査機器等の事前準備を行う。

#### (2) 水質測定

東総地区クリーンセンター敷地内の雨水調整池からの放流水に伴う下流域への影響を把握するため、放流先となる別添図の池における水質の測定を実施する。調査数量は下表に示すとおりである。

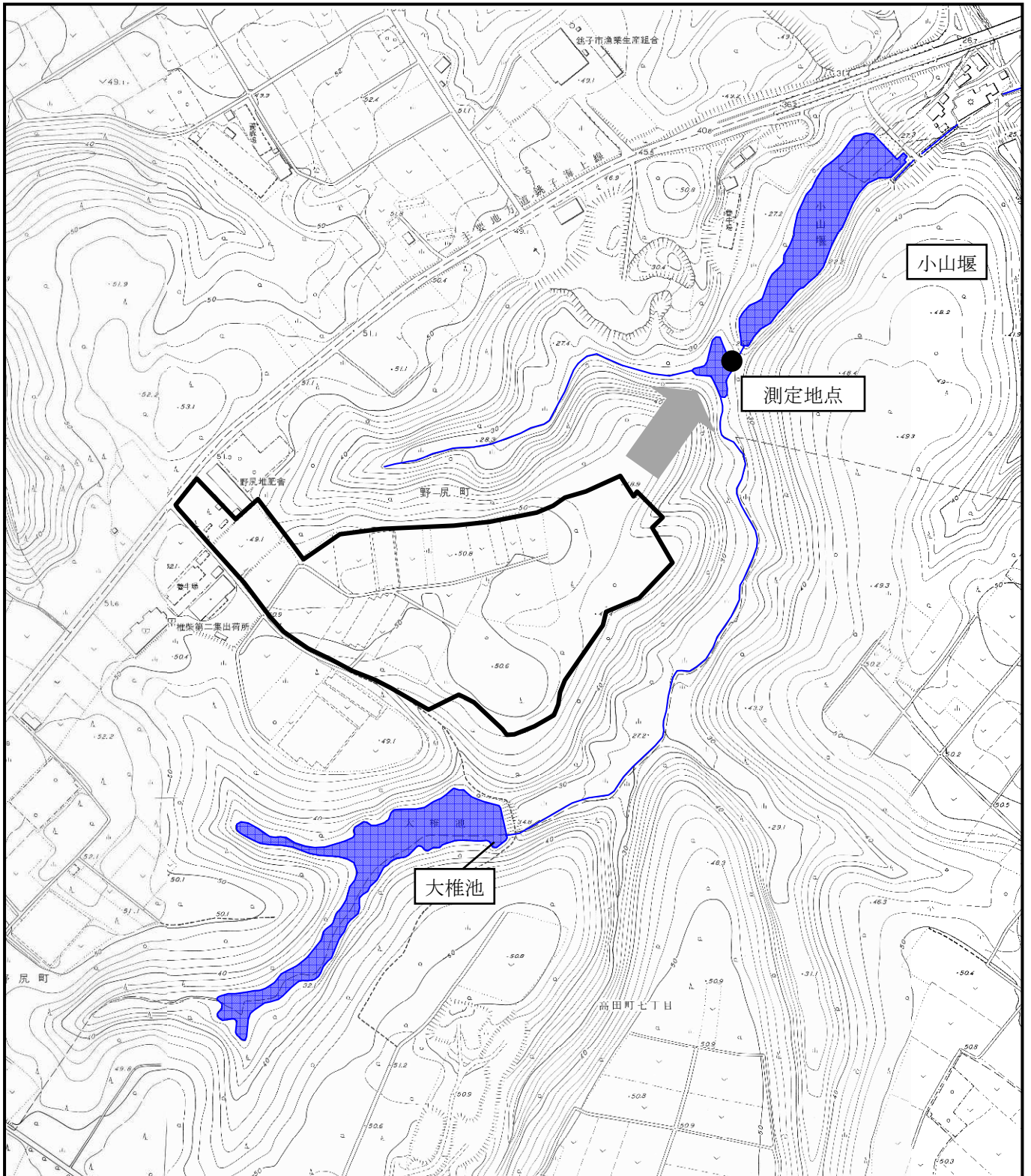
表1 測定実施数量

測定時期	測定地点	測定項目
令和5年8月頃 令和6年2月頃 計2回	別添図のとおり 1地点	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般項目（気温、水温、電気伝導度、透視度、目視確認（外観、臭気、浮上物質、浮遊・懸濁物質、沈殿物質））</li><li>・生活環境項目（7項目：pH、DO、BOD、COD、SS、T-N、T-P）</li><li>・健康項目（27項目）</li><li>・ダイオキシン類</li></ul>





#### (3) データ整理、とりまとめ及び報告書作成

水質の測定結果のデータ整理及び考察を行い、報告書としてとりまとめる。

また、測定の概要や測定記録写真等についても、あわせてとりまとめることとする。



凡 例

-  東総地区クリーンセンター敷地
-  河川、湖沼
-  水質測定地点
-  排水ルート

